

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>（貸付けの申請） 第三条（略） 一―四（略） 五（略）</p>	<table border="1"> <tr> <td>資金の種類別</td> <td>添付書類</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>又 令第七条第八号ニ、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハに規定する資金（以下「失業期間中の生活資金」という。）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ル 令第七条第八号ホ、第三十一条の五第八号ホに規定する資金（以下「緊急生活安定貸付期間中の生活資金」という。）</td> <td>家計急変後の収入を証する書類</td> </tr> <tr> <td>ヲ一ヨ（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	資金の種類別	添付書類	（略）	（略）	又 令第七条第八号ニ、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハに規定する資金（以下「失業期間中の生活資金」という。）	（略）	ル 令第七条第八号ホ、第三十一条の五第八号ホに規定する資金（以下「緊急生活安定貸付期間中の生活資金」という。）	家計急変後の収入を証する書類	ヲ一ヨ（略）	（略）	<p>（貸付けの申請） 第三条（略） 一―四（略） 五（略）</p>	<table border="1"> <tr> <td>資金の種類別</td> <td>添付書類</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>又 令第七条第八号ニ、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハに規定する資金（以下「失業期間中の生活資金」という。）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ル―カ（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	資金の種類別	添付書類	（略）	（略）	又 令第七条第八号ニ、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハに規定する資金（以下「失業期間中の生活資金」という。）	（略）	ル―カ（略）	（略）
資金の種類別	添付書類																				
（略）	（略）																				
又 令第七条第八号ニ、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハに規定する資金（以下「失業期間中の生活資金」という。）	（略）																				
ル 令第七条第八号ホ、第三十一条の五第八号ホに規定する資金（以下「緊急生活安定貸付期間中の生活資金」という。）	家計急変後の収入を証する書類																				
ヲ一ヨ（略）	（略）																				
資金の種類別	添付書類																				
（略）	（略）																				
又 令第七条第八号ニ、第三十一条の五第八号ニ又は第三十六条第八号ハに規定する資金（以下「失業期間中の生活資金」という。）	（略）																				
ル―カ（略）	（略）																				
六（略） 2・3（略）	六（略） 2・3（略）																				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第3条関係)

(表面)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書

(略)

(裏面)

(略)

添付書類

1-4 (略)

5 (略)

(略)

(略)	
失業期間中の 生活資金	(略)
緊急生活安定 貸付期間中の 生活資金	家計急変後の収入を証する書類
(略)	

(略)

改正前

別記様式第1号 (第3条関係)

(表面)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書

(略)

(裏面)

(略)

添付書類

1-4 (略)

5 (略)

(略)

(略)	
失業期間中の 生活資金	(略)
(略)	

(略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正前の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県又は市町の在庫に係るものは、この規則による改正後の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。